

○家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準 整理表

	家庭的保育事業	小規模保育事業(A型)	小規模保育事業(B型)	小規模保育事業(C型)	居宅訪問型保育事業	事業所内保育事業	備考
趣旨				第1条			
最低基準				第2条、第3条、第4条			
一般原則				第5条			
保育所等との連携				第6条			
非常災害				第7条			
一般的要件				第8条			
職員の知識及び技能の向上等				第9条			
他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準				第10条 ※1			
利用乳幼児を平等に取り扱う原則				第11条			
虐待等の禁止				第12条			
懲戒に係る権限の濫用禁止				第13条			
衛生管理等				第14条			
食事				第15条、第16条			
健康診断				第17条			
内部規程				第18条			
帳簿				第19条			
秘密保持等				第20条			
苦情への対応				第21条			
小規模保育事業者の区分		第27条					
設備の基準	第22条 ※2	第28条 ※2	準用(第28条) ※2	第33条 ※2		第43条 ※2	
職員	第23条	第29条	第31条	第34条	第39条	第44条、第47条	
保育時間	第24条	準用(第24条)	準用(第24条)	準用(第24条)	準用(第24条)	準用(第24条)	
保育の内容	第25条	準用(第25条)	準用(第25条)	準用(第25条)	準用(第25条)	準用(第25条)	
保護者との連絡	第26条	準用(第26条)	準用(第26条)	準用(第26条)	準用(第26条)	準用(第26条)	
利用定員				第35条		第42条	
事業					第37条		
設備及び備品					第38条		
連携施設					第40条	第45条	
準用		第30条	第32条	第36条	第41条	第46条、第48条	

注 従うべき基準を網掛けで表示している。

※1 「従うべき基準」は、利用乳幼児の保育に直接従事する職員については他の施設等の職員と兼任することはできない。

※2 「従うべき基準」は、調理設備（調理室）を設けること。

○ 国が示した基準では、基準の範囲内で地域の実情に応じた内容で定める「従うべき基準」と、十分に参酌し地域の実情の応じた内容で定める「参酌すべき基準」に区分されています。

江別市では、この基準が子育て支援施策に係る重要な条例となることから、国が示した基準のほか、平成26年4月1日に施行された江別市暴力団排除条例の趣旨にかんがみ、暴力団の排除に関する規定を盛り込むこととしています。